

【研究ノート】

親同居独身者の生活水準の変化

——「全国消費実態調査」匿名データを利用して

脇田 彩

1 目的と背景

本稿の目的は、いわゆる「失われた10年」における親同居独身者の生活水準の実態と、その変化を概観することである。とくに、無業の親同居独身者の生活水準に着目することによって、若年者の雇用の不安定化やそれともなう未婚化の進展の影響を、若年者を含む世帯の生活水準という観点から記述する。若年無業者という通常の規模の社会調査では分析しがたい人々の生活水準に着目するため、平成元年・6年・11年・16年(1989・1994・1999・2004年、以下西暦で表記する)の「全国消費実態調査」匿名データを用いる。

バブル崩壊後の、「失われた10年」と称される1990年代から2000年代初頭にかけての不況期は、若年者の雇用状況の厳しさが目立つようになり、そのことが社会問題化され始めた時期である。15-35歳人口に占める家事・通学をしていない若年無業者の割合は長期的に見て緩やかに増加しており、1995年には1.2%であったのが2004年には1.9%、2014年には2.1%となった。15-34歳の被雇用者に占める非正規雇用の割合も増加しており、2004年には男性16.3%(25-34歳のみでは11.7%)、女性51.7%(40.1%)、2014年には男性21.8%(16.9%)、女性56.7%(42.1%)となっている(内閣府2015)。従業上の地位による賃金・福利厚生・昇進可能性などの大きな格差を温存したまま、男性においても非正規雇用が拡大した。さらに、少子化対策とも関連付けられて「女性活用」「仕事と家庭の両立」の必要性が唱えられ

ながら、女性が正規の被雇用者として就業し続けることが困難であるという日本社会の特殊な状況のため(Kenjo 2005: 23)、夫婦共稼ぎを標準とする社会への転換によって若年者の生活水準が維持されることもなかった。こうした実態を踏まえて、若年者の雇用の不安定化を個人に帰責する論調も根強いものの、社会問題として取り上げる議論も増加した。「失われた10年」は、まさに「若者が(社会的弱者)に転落」(宮本2002)し、そのことが認識され始めた時期であると言えよう。

上述のような若年男女の雇用状況の悪さはまた、親同居独身者の増加とつながっていると指摘されてきた。若年者、特に男性若年者の雇用の不安定化と性別分業の維持は、親との同居の経済的利点が大きいこととあいまって、未婚化・少子化の原因となっているとされる。山田昌弘(1999)による「パラサイト・シングル仮説」はそのような議論の代表例であり、近年の研究によってもその基本的な見取り図は否定されていない(筒井2015)。その中で、定位家族の状況は、若年者の生活水準にとってますます重要となってきていると考えられる。ただし、非正規雇用や無業の若年者について言えば、その出身階層は比較的低いとされている(太郎丸編2006)。また、「就業構造基本調査(1992年、1997年、2002年)」の特別集計によれば、若年無業者のいる世帯の世帯年収は決して高くない(内閣府2005)。そのため、定位家族が豊かであるがゆえに若年者が非正規雇用や無業にとどまることができているのだという考えは、少なくとも若年無業者すべてにはあてはまらないと考

えられる。実際のところ、この「失われた10年」に増大した親同居若年者、とくに若年無業者の生活水準はどのように推移したのだろうか。

この疑問に答えるため、本稿では、第一に、他の若年者と比較した親同居無業者の生活水準、第二に、1989年から2004年までの親同居独身者の生活水準の推移を明らかにしたい。この2点について記述するため、世帯単位的生活水準についての情報を持つ大規模なデータである「全国消費実態調査」匿名データを用い、主に平均値の比較を行う。時系列比較に際しては、異なるデータセットの平均値を単純に比較することは極力避け、データセット内での各変数との関連に注目することとする。

2 データと変数

2.1 データの概要

分析に使用するデータは、1989年・1994年・1999年・2004年の「全国消費実態調査」匿名データ¹⁾のうち、2人以上の世帯のデータである²⁾。本調査において1レコードは1世帯を示しており、2人以上の世帯を対象とする調査は世帯票、3ヶ月の家計簿、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票によって構成されている。各世帯の収入・支出・財産・負債について詳細な情報を持ち、リサンプリング後も十分規模の大きいデータ³⁾である。そのため、若年無業者を含む世帯といった、全体に占める割合が比較的小さいカテゴリの生活水準を分析することに適していると考えられる。

分析においては、各年の20-34歳の若年者男女を含む世帯のレコードのみを取り扱った。若年者は、世帯単位のレコードに、主に(1)世帯主として、(2)世帯主の配偶者として、あるいは(3)世帯主の子どもとして含まれており、このいずれかに当てはまるレコードを分析の対象とした。また、若年者を含む世帯のデータは男女別に、すなわち男性若年者を含むレコードによるデータセットと、女性若年者を含むレコードによ

るデータセットとを構成した。世帯主(配偶者)が若年者であるレコードを優先すると男性(女性)が非常に多いデータとなってしまうため、このような特殊なデータセット構成を行った。また、世帯主の子どもとして複数の同性の若年者が含まれている場合は、最も年長の若年者を含む世帯として取り扱った。このように各年につき男女別の、合計8つの若年者データセットを構成した結果、同一のレコードが同年の男性若年者データセットと女性若年者データセット双方に含まれることはあるが、同一のレコードが同じデータセットに2度以上含まれることはないようになっている。若年者データセットのレコード数はそれぞれ、1989年男性が10,382、女性が13,353、1994年男性が10,492、女性が13,370、1999年男性が10,214、女性が12,223、2004年男性が9,226、女性が10,486となった。

2.2 変数の説明

世帯の生活水準を表す変数としては、等価所得(年額、単位:万円)と等価消費(月額、単位:円)を用いた。等価所得は年間収入を世帯員数の1/2乗で除したものの、等価消費は消費支出の月額⁴⁾を世帯員数の1/2乗で除したものである。本稿では、世帯員がすべて同じ生活水準を享受していると考え、これらの変数を用いた。

説明変数として、本人の従業上の地位、父の従業上の地位、配偶者の従業上の地位、婚姻状況を考慮する。従業上の地位については、フルタイム/パートタイム/自営業主・家族従業者/無職/学生の5カテゴリによって捉えた。ただし、1989年のデータについては、フルタイム/パートタイム/無職/学生の4カテゴリとしている⁵⁾。なお、不安定な雇用状況にある若年者を取り上げるための用語として、「ニート」や「フリーター」といった用語が頻用されるが、これらと本分析における「無職」や「パートタイム」との間には異なる部分がある。ニートとは、この言葉を人口に膾炙させた玄田・曲沼(2004)によれば、15-34歳

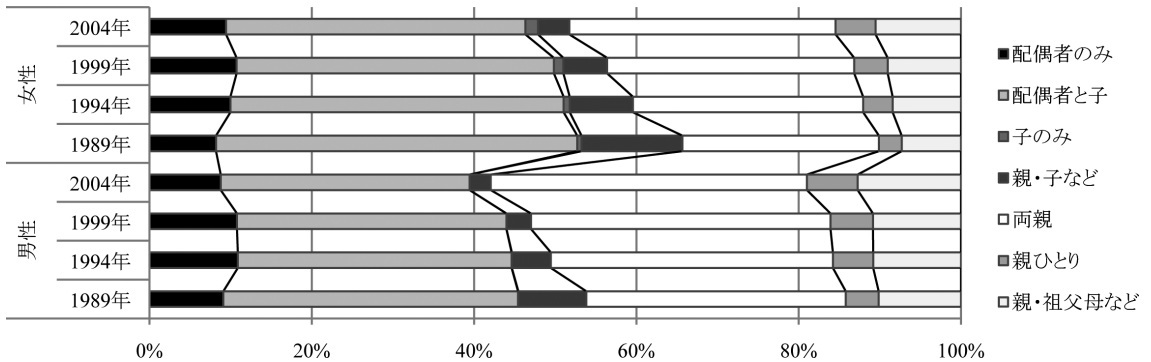


図1 同居家族の構成

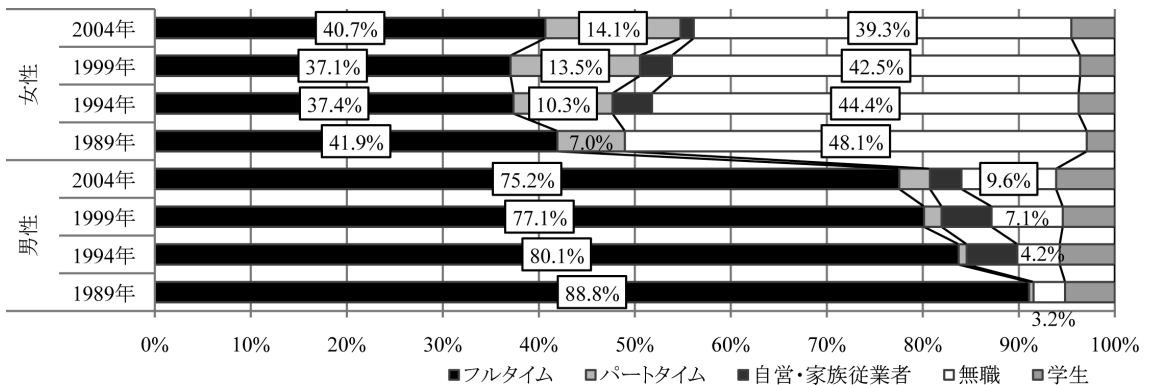


図2 調査年別 若年者データセットの本人従業上の地位

の就労していない、職業訓練を受けていない、学生でない者であり、失業者や主婦はその中に含まれない。本稿で扱う無業者には学生こそ含まれないが、失業者や主婦、職業訓練を受けている者は含まれる⁶⁾。また、本調査におけるパートタイムは、就業しているが「パート」であると調査票においてマークされた世帯員を指しており、「非正規雇用」や「フリーター」と比べて相当に狭い定義である。非正規雇用は通常、雇用の期限がある、あるいは間接雇用であるなど、様々な形で正規雇用の被雇用者以外である人々を指している。フリーターは、たとえば小杉(2003)によれば、15歳から34歳までのパートタイマーやアルバイトとして働いており、学生でも主婦でもない人々である。本稿で用いるデータでは、このように広く

非正規雇用、あるいは不安定雇用で就業する人々を捉えることはできていないため、結果の解釈には注意が必要である。

各データセットにおける家族構成と、従業上の地位は、図1・図2に示す通りである。

図1は、若年者から見た同居家族の構成を示している。「配偶者のみ」「配偶者と子」「子のみ」「親・子など」の4カテゴリには既婚であるか子どもがいる、すなわち既に配偶家族を形成した若年者が含まれる。「両親」「親ひとり」「親・祖父母など」の3カテゴリは、定住家族にとどまっている若年者によって構成されている。調査年によってばらつきはあるものの、分析の主な対象である若年者のうち50-65%程度が既に配偶家族を形成している。

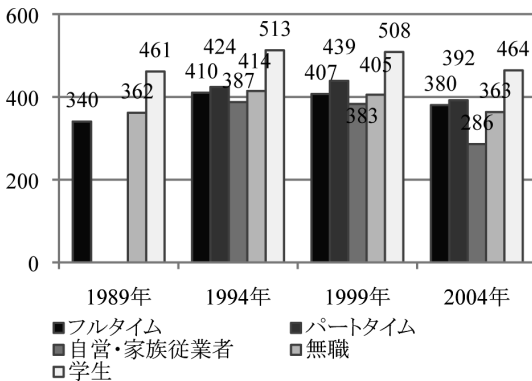


図3 等価所得（男性、年額、単位：万円）

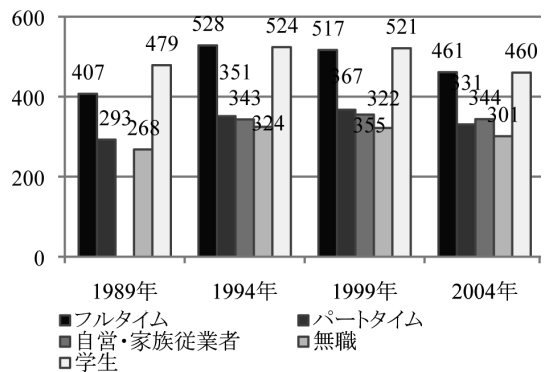


図4 等価所得（女性、年額、単位：万円）

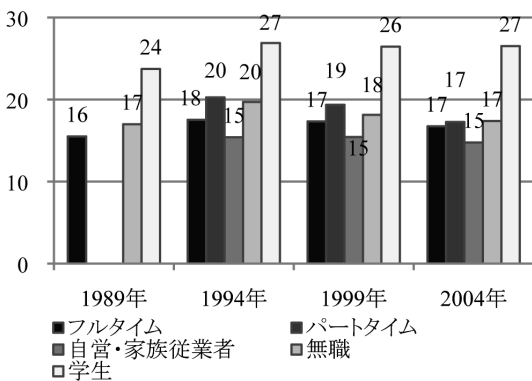


図5 等価消費（男性、月額、単位：万円）

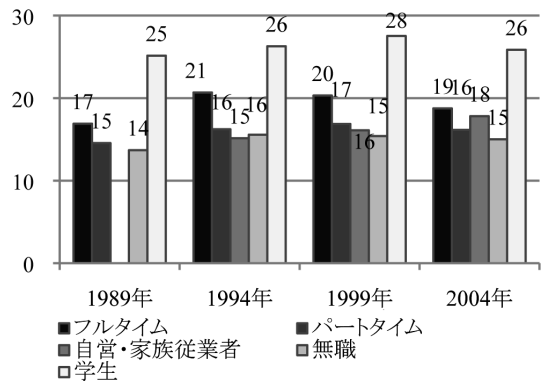


図6 等価消費（女性、月額、単位：万円）

図2によれば、若年者データセットに含まれる世帯レコードにおける若年者本人のうち、男性で約75-90%、女性で40%程度が、フルタイムで就業している。女性若年者においてもパートタイムが比較的少ないことは、データの性質上、前述のようにパートタイムを狭く捉えざるを得ないためと考えられる。本稿が着目する無業者（学生を除く）の割合は、匿名データにおいても、男性に関しては顕著な増加が見られる。2004年の男性若年者データセットについては、1,000以上の男性無業者のいる世帯レコードが分析対象に含まれることとなり、無業者の生活水準を見やすいデータセットとなっている。

3 平均値の比較

以下では、カテゴリごとの等価所得・等価消費の平均値をグラフに示す。なお、すべての平均値の算出にあたって、各匿名データに付与された集計用乗率を用いており、レコード数が少ないカテゴリについてはグラフに結果を表示していない。また、等価所得と等価消費の平均値の傾向があまり異なる場合、等価消費についての結果は割愛した。最初に、若年者本人の従業上の地位別の生活水準を示す（図3から6を参照）。

無職の男性若年者を含む世帯の等価所得は、フルタイムの男性若年者とそれほど大きく異なるな

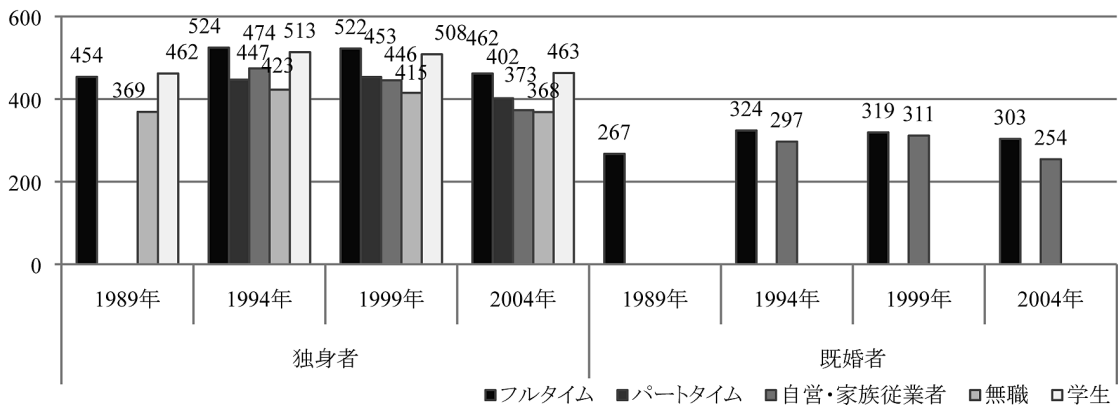


図7 等価所得（男性、年額、単位：万円）

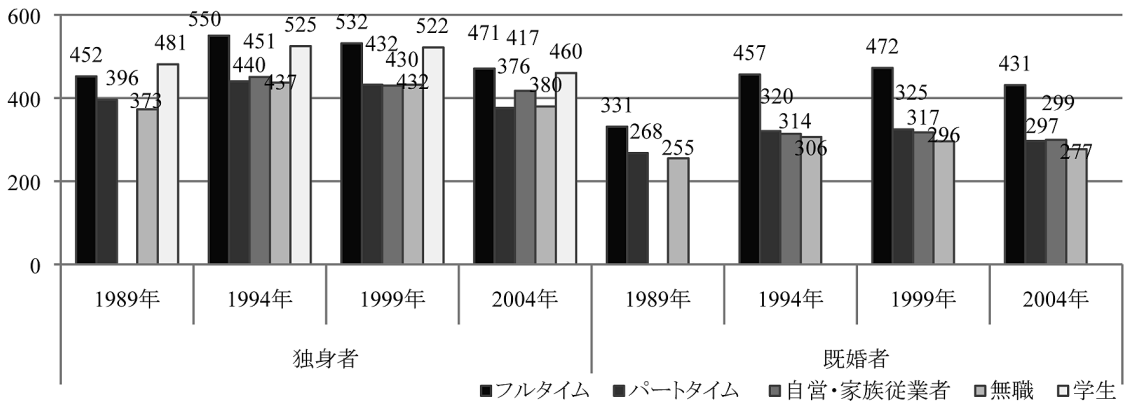


図8 等価所得（女性、年額、単位：万円）

いことが分かる（図3）。他方で、女性若年者を含む世帯については、本人がフルタイムで働いている場合と、それ以外の場合で大きく世帯の等価所得が異なっている（図4）。これらの傾向はまた、1989年から2004年まで一貫していると言えるだろう。等価消費にも同様の傾向が見られ、男性若年者を含む世帯においては、むしろ本人が無職の場合にフルタイムの場合より等価消費が多い傾向すら見られる（図5）。女性においても、たとえば2004年、フルタイムの等価所得が無職の1.53倍であるのに対し、等価消費は1.25倍であり、等価消費に関してはその差は小さい（図6）。

このジェンダー差の原因は、図7に示す男性若

年者の、婚姻状況別の等価所得を見れば明瞭である。

独身者と既婚者では大きく生活水準が異なっている。独身で無職の男性若年者がいる世帯と、既婚でフルタイムの男性若年者がいる世帯の生活水準を比較しても、前者の方が高いほどである。結婚して定位家族を出、配偶家族を形成すると、大幅に生活水準が低下する。そして、男性若年者の場合、無職・非正規雇用で結婚している者は非常に少ない。つまり、若年者の婚姻状況にかかわりなくデータを見て、世帯にいる男性若年者の職業上の地位が生活水準に影響を及ぼさないと解釈することは、ソーシャル・セレクションを無視した

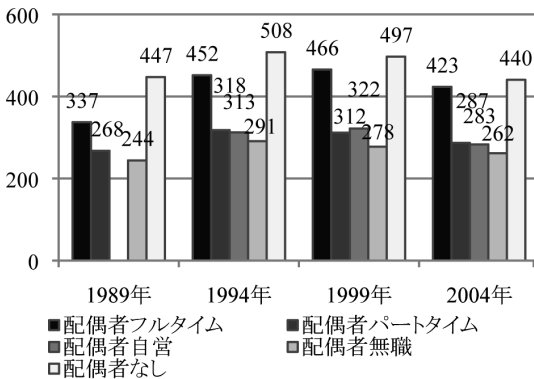


図9 等価所得（男性、年額、単位：万円）

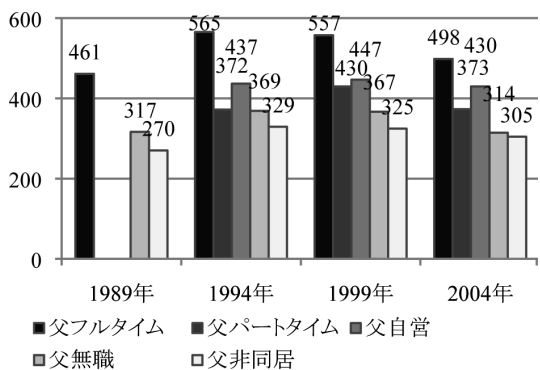


図10 等価所得（男性、年額、単位：万円）

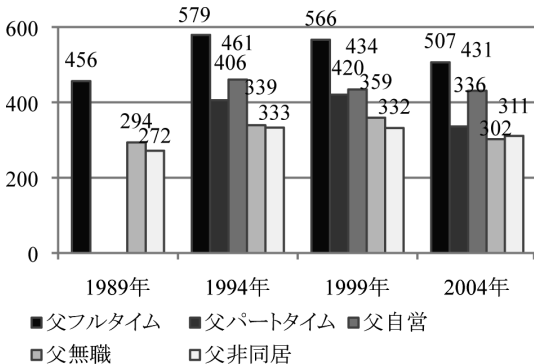


図11 等価所得（女性、年額、単位：万円）

誤った解釈である。しかしながら、結果的に、従業上の地位によって男性の婚姻状況が異なることによって、無職の男性若年者のいる世帯と、フルタイムの男性若年者のいる世帯の生活水準がほとんど同じである、という事実は興味深い。換言すれば、結婚によって同世代の男性間の生活水準は平準化されていると考えることができる。

対照的に女性においては、図8に示されるように、婚姻状況を考慮しても、若年者本人がフルタイムである場合の生活水準の高さが明瞭である。

既婚でフルタイム就業の女性若年者を含む世帯の所得は、独身でフルタイムの女性若年者のいる世帯よりは低いものの、独身で無職の女性若年者の世帯よりも高い。ただし、就業していてもパー

トタイムである場合は、無職の独身者の世帯よりも世帯所得が低い。若年女性の視点に立てば、世帯の生活水準の鍵を握るのは常にフルタイム就業であると言えよう。このことは、同類婚と高学歴女性の就業によって格差が拡大するという主張 (Esping-Andersen 2009=2011、橘木・迫田 2013 など) と整合的である。もちろん、労働市場における女性の地位が低い日本社会においては、既婚者と独身者とは従業上の地位の規定要因が異なり、実際には結婚後の就業継続は容易でない。しかしながら、結果的に、フルタイム就業をしているかどうかによって、女性若年者の生活水準にはかなりの格差がついており、結婚によってその格差がなくなることはない。

ただし、再び若年男性の視点に立つと、配偶者がフルタイムで就業していても、配偶者がいない場合よりも生活水準が低い (図9)。どの調査年においても、配偶者の従業上の地位にかかわらず、結婚は男性若年者の生活水準を引き下げってしまうという状況にある。

これらの一見奇妙なジェンダー差に影響しているのは、「パラサイト・シングル仮説」において取り上げられた、親同居と生活水準の関連であろう。そこで、親同居の効果をより詳しく見るために、若年者から見て父親に当たる世帯員の従業上の地位別に、その平均的な生活水準を見てみよう

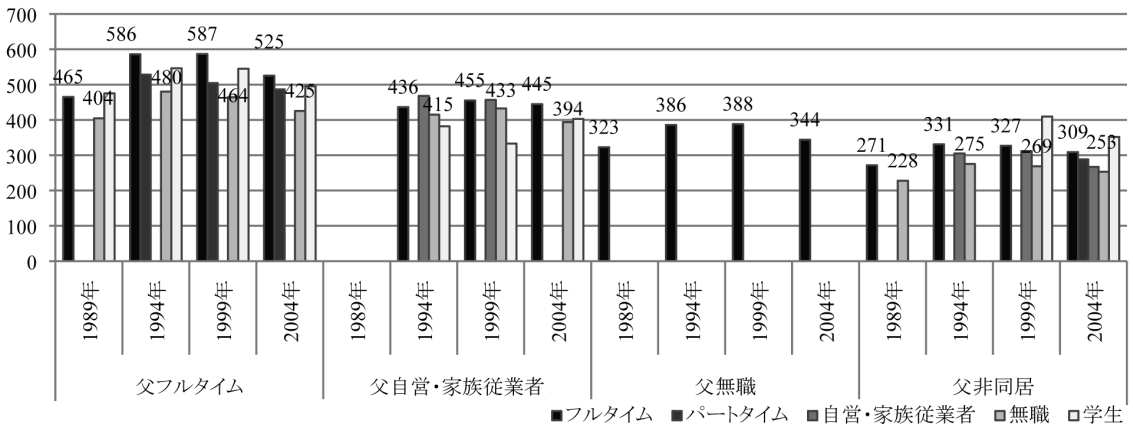


図 12 等価所得（男性、年額、単位：万円）

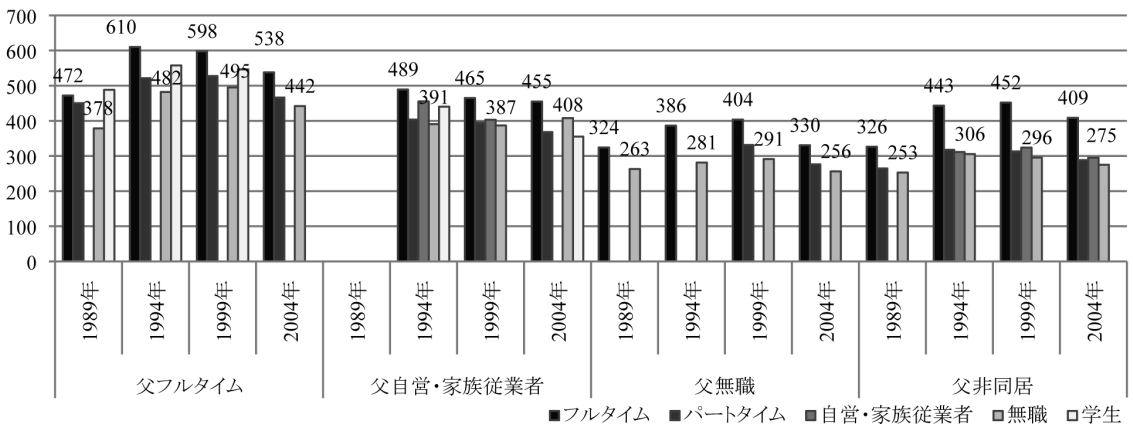


図 13 等価所得（女性、年額、単位：万円）

(図 10・11)。

若年者男女の所得・消費と、父親との同居は一貫して強く関連していることが分かる。なお、母親との同居についても若年者を含む世帯の生活水準との関連が見られたが、父母の状況には相互に関連があるため、ここではより解釈がしやすい父親との同居に絞って結果を提示している。父親がフルタイムで就業している場合にはもちろんのこと、父親が無職の場合でも、父親と同居していない場合より、おおむね所得の水準が高い傾向が見られる。ただし、2004年調査のデータにおいて

は、男性については父無職の若年者と父親と同居していない若年者の生活水準の差が小さく、女性についてはわずかに逆転している。最近の動向については以降のデータを検証するほかないが、無職の親との同居の経済的利点は徐々に縮小しつつあるのかもしれない⁷⁾。

図 12・図 13 は、父親と本人の従業上の地位別に見た等価所得である。紙幅の都合上、本人の従業上の地位がフルタイムおよび無職の場合にのみ、平均値のデータラベルを付している。これらを見ると、父親がフルタイムで若年者本人が無職であ

る場合、父親と同居していないフルタイム被雇用者よりもおおむね高い生活水準にあることが読み取れる。男性については、父親が自営業主・家族従業者で本人が無職の場合も、父親と同居していないフルタイム被雇用者よりも等価所得の平均値が高い。これらのことから、本人の従業上の地位も考慮に入れると、父親同居による生活水準の違いは父がフルタイムの際に明確であり、男性においてより父同居による違いが大きいと考えられる。

4 他の変数を統制した分析

ここでは、補足的な分析として、対数等価所得を従属変数とする線形回帰分析を行う。本稿の関心は親同居独身者や若年無業者の生活水準の推移にあるが、同居家族の状況を統制してもなお上述した差異が見られるかどうか確認するため、この分析を行う。回帰分析の手法を用いているが、生活水準の規定要因を探るための分析ではなく、あくまでどのような世帯に属する若年者の生活水準が高い(低い)のか、調査年別に確認するための分析である。従業上の地位のカテゴリが異なる1989年データを除く3時点の男性若年者データセット(表1)と女性若年者データセット(表2)について、それぞれ分析を行った。統制される同居家族の状況は、配偶者・父親・母親の従業上の地位、子どもの有無、きょうだいの有無、持ち家の有無である。

この結果から言えることは、第一に、配偶者・父親・母親・きょうだいというすべての世帯員について、フルタイム就業は一貫して生活水準を高め、無職であることは生活水準を低くしていることである。各調査年の男女を通じて、これらの家族の状況が加算されることにより、前述のような平均値の差異が生み出されていると考えられる。第二に、平均値の比較の結果と同様、時系列的に見て、生活水準と世帯の状況との関連にあまり変化が見られないことである。この2点に目新しさはなく、当然予想される結果を確認したに過ぎな

い。しかし、予想される同居家族の状況との関連が見られるにもかかわらず、結果的に、平均値として見た際に前節に提示した結果、たとえば従業上の地位と生活水準の関連における一見奇妙なジェンダー差が生じていることに注目したい。

5 考察

最後に、主に平均値の比較から読み取れることをまとめ、考察を加えたい。

無業の若年者の生活水準については、ジェンダー差が見られた。男性ではフルタイムの若年者と無業の若年者の間に生活水準の差がなく、女性では大きな差が見られる。このことは、若年者にとって親との同居の経済的利点が大きく、性別分業が強い社会にあって、フルタイム以外の男性が結婚していない傾向のために生じていると理解することができる。しかしながら、結果的に、婚姻状況によって男性若年者間の従業上の地位による生活水準の格差は平準化されるのに対し、女性若年者の生活水準にとってはフルタイム就業が非常に重要であり続ける。

このことから、以下のように若年者の就業行動や家族形成を展望することができるのではないかと。「パラサイト・シングル仮説」は、性別分業を前提として、男性の雇用の不安定化により、結婚によって女性の生活水準が低下する時代となったことから、女性から見て結婚に経済的利点が少ないことをより強調していた。しかし、女性の経済状況に関しては、婚姻状況にかかわらず、フルタイム就業の経済的利点が明らかであることから、今後フルタイム就業は拡大せざるを得ないのではないかと。多くの女性のフルタイムでの就業を可能にするためには、政府や企業による制度・構造の改革が不可欠であるが、労働市場におけるジェンダー格差があっても、就業することが生活水準の観点から合理的選択となる女性は増加することだろう。「男性稼ぎ手」を前提とした労働政策や福祉政策、企業における慣行を維持してきた日本社

表 1 対数等価所得への回帰分析 (男性若年者データセット)

	1994 年		1999 年		2004 年	
	B	β	B	β	B	β
定数	5.895		5.793		5.636	
本人従業上の地位 (基準:フルタイム)						
パートタイム	-0.192	-0.037 ***	-0.198	-0.053 ***	-0.082	-0.028 **
自営・家族従業者	-0.054	-0.026 **	-0.058	-0.026 **	-0.217	-0.075 ***
無職	-0.264	-0.116 ***	-0.269	-0.141 ***	-0.229	-0.132 ***
学生	-0.023	-0.011	-0.059	-0.027 **	0.017	0.008
配偶者従業上の地位 (基準:配偶者なし)						
フルタイム	0.277	0.145 ***	0.405	0.209 ***	0.449	0.231 ***
パートタイム	-0.036	-0.017	0.065	0.031 *	0.133	0.064 ***
自営・家族従業者	-0.026	-0.007	0.028	0.007	0.141	0.022 *
無職	-0.063	-0.057 **	0.008	0.007	0.108	0.086 ***
父従業上の地位 (基準:非同居)						
フルタイム	0.409	0.367 ***	0.46	0.4 ***	0.495	0.426 ***
パートタイム	0.016	0.003	0.089	0.018 *	0.094	0.02 *
自営・家族従業者	0.104	0.064 ***	0.186	0.105 ***	0.172	0.1 ***
無職	-0.059	-0.024 **	-0.037	-0.017	-0.035	-0.018
母従業上の地位 (基準:非同居・無職)						
フルタイム	0.111	0.069 ***	0.222	0.129 ***	0.187	0.132 ***
パートタイム	-0.017	-0.01	0.019	0.012	-0.033	-0.021 *
自営・家族従業者	-0.046	-0.027 **	-0.019	-0.01	0.008	0.002
0-4歳の子あり	-0.251	-0.23 ***	-0.261	-0.227 ***	-0.269	-0.225 ***
5-9歳の子あり	-0.162	-0.109 ***	-0.193	-0.119 ***	-0.173	-0.103 ***
10-24歳の子あり	-0.199	-0.051 ***	-0.197	-0.045 ***	-0.227	-0.054 ***
フルタイムきょうだいあり	0.073	0.049 ***	0.044	0.028 **	0.055	0.035 ***
パートタイムきょうだいあり	-0.013	-0.003	-0.004	-0.001	-0.016	-0.005
自営きょうだいあり	0.051	0.008	0.166	0.026 **	-0.041	-0.004
無職きょうだいあり	-0.11	-0.043 ***	-0.133	-0.054 ***	-0.166	-0.069 ***
持ち家あり	0.095	0.091 ***	0.126	0.114 ***	0.122	0.107 ***
年齢 (基準:30-34歳)						
20-24歳	-0.161	-0.143 ***	-0.17	-0.139 ***	-0.164	-0.131 ***
25-29歳	-0.086	-0.077 ***	-0.093	-0.083 ***	-0.088	-0.076 ***
Adj. R ²		0.357		0.374		0.322
N		10,492		10,214		9,226

***0.1%有意、**1%有意、*5%有意

会において、共稼ぎを基本とする社会への転換は容易ではないことは強調してもしすぎることはない。それでも、女性に関しては、個人の水準でも

社会の水準でも、フルタイム就業によって結婚後も生活水準を維持する可能性を構想していくことが重要であり、また必要であると言えよう。

表2 対数等価所得への回帰分析（女性若年者データセット）

	1994年		1999年		2004年	
	B	β	B	β	B	β
定数	5.835		5.714		5.568	
本人従業上の地位 (基準：フルタイム)						
パートタイム	-0.24	-0.143 ***	-0.222	-0.141 ***	-0.211	-0.133 ***
自営・家族従業者	-0.201	-0.078 ***	-0.227	-0.076 ***	-0.19	-0.04 ***
無職	-0.268	-0.261 ***	-0.278	-0.255 ***	-0.257	-0.229 ***
学生	-0.035	-0.013	-0.076	-0.026 **	-0.078	-0.03 **
配偶者従業上の地位 (基準：配偶者なし)						
フルタイム	0.303	0.296 ***	0.443	0.412 ***	0.504	0.456 ***
パートタイム	-0.067	-0.004	-0.155	-0.011	0.081	0.007
自営・家族従業者	0.126	0.05 ***	0.298	0.103 ***	0.241	0.08 ***
無職	-0.223	-0.024 **	-0.156	-0.021 **	-0.192	-0.024 **
父従業上の地位 (基準：非同居)						
フルタイム	0.465	0.403 ***	0.548	0.457 ***	0.559	0.46 ***
パートタイム	0.093	0.015 *	0.214	0.037 ***	0.119	0.022 *
自営・家族従業者	0.172	0.096 ***	0.217	0.109 ***	0.21	0.108 ***
無職	-0.08	-0.033 ***	0.035	0.015	0.007	0.003
母従業上の地位 (基準：非同居・無職)						
フルタイム	0.128	0.072 ***	0.243	0.131 ***	0.214	0.137 ***
パートタイム	-0.014	-0.007	0.031	0.018 *	0.023	0.014
自営・家族従業者	0.019	0.01	0.093	0.043 ***	0.101	0.028 **
0-4歳の子あり	-0.237	-0.227 ***	-0.27	-0.242 ***	-0.267	-0.229 ***
5-9歳の子あり	-0.15	-0.125 ***	-0.184	-0.136 ***	-0.218	-0.152 ***
10-24歳の子あり	-0.165	-0.066 ***	-0.248	-0.085 ***	-0.247	-0.081 ***
フルタイムきょうだいあり	0.066	0.04 ***	0.048	0.028 ***	0.035	0.021 *
パートタイムきょうだいあり	-0.004	-0.001	-0.019	-0.004	-0.026	-0.006
自営きょうだいあり	0.066	0.012	0.082	0.013	-0.202	-0.018 *
無職きょうだいあり	-0.086	-0.029 ***	-0.155	-0.055 ***	-0.135	-0.054 ***
持ち家あり	0.11	0.107 ***	0.132	0.12 ***	0.152	0.132 ***
年齢 (基準：30-34歳)						
20-24歳	-0.129	-0.116 ***	-0.141	-0.114 ***	-0.143	-0.111 ***
25-29歳	-0.054	-0.049 ***	-0.084	-0.075 ***	-0.086	-0.073 ***
Adj. R ²	0.356		0.372		0.333	
N	13,353		13,370		10,486	

***0.1%有意、**1%有意、*5%有意

その一方で、フルタイムで就業し続ける女性が徐々に増えたとしても、結婚による生活水準の低下は男性にこそ顕著であり、男性から見て結婚の

経済的利点は小さいままである可能性がある。もちろん、無業の男性若年者にとって、無業のまま現在の生活水準を将来も維持できる可能性は小さ

いため、将来の状況を楽観することは全くできない。性別分業が維持されるのであれば、とくに男性にとって、無業であることの、様々な社会的資源や生活機会の獲得に際しての不利は女性よりも大きい。しかし、従業上の地位と離家との関連によって現在の生活水準が平準化されるために、男性においては従業上の地位による格差が、一時的に見えにくい状況が生じているのではないかと。とくに、同居する父親がフルタイムで就業している、換言すれば定位家族に経済的に頼ることができる場合、無業の若年者は、父親と同居していないフルタイムの若年者と比べて高い生活水準にあることは重要だろう。男性若年者の雇用の不安定化が進むなかで、女性の（断続的かもしれないが）生涯にわたる就業が一般的になったとしても、生活水準の観点から見た場合、男性にとってこそ「パラサイト・シングル」を続け結婚を避けることが合理的となる可能性もあるのではないかと。

親同居独身者の生活水準の推移に関しては、1989年から2004年までの間、あまり大きな変化は見られなかった⁸⁾。1990年代末から2000年代にかけては、いわゆる「格差社会」論が大きく取り上げられ、小泉政権に象徴される新自由主義的政策が「格差を拡大させる」と盛んに論じられた時期でもあるが、親の状況や本人の従業上の地位による生活水準の格差が拡大したとは言い難い。ただ、父親と同居していない若年者と、無業の父親と同居している若年者の生活水準は、2004年のデータによる平均値を見ると、その差は小さくなっている。このことから、近年では、単に父親と同居しているだけではなく、就業している父親と同居しているかどうかによって生活水準が異なる傾向が強まっているのかもしれない。そうであれば、若年者にとってどのような定位家族との同居にも必ず経済的利点があるわけではなく、定位家族を頼れる若年者とそうでない若年者の間の格差が近年さらに明確になっている可能性もある。また、匿名データによって構成した若年者データセットにも表れたように、若年無業者のいる世帯

そのものが増えていることも、「格差」を人々に感じさせる要因となっていると考えられる。

無業の若年者の生活水準についても、親同居独身者全体の生活水準の推移についても、1989年から2004年という「失われた10年」のデータは現在につながる多くの示唆を与えるものだ。しかし、最近の動向については、今後、より新しいデータを用いてさらに検証することが必要である。

謝辞

本稿における分析で使用したデータは、統計法に基づき、独立行政法人統計センターから提供された平成元年・平成6年・平成11年・平成16年全国消費実態調査（総務省統計局、1989年・1994年・1999年・2004年）の匿名データを、筆者が独自に加工したものである。

また、同匿名データの提供を受け、匿名データを利用するにあたっては、平成25年度一橋大学経済研究所の共同利用共同研究拠点事業である政府統計匿名データ利用促進プログラムによる援助を受けた。

参考文献

- Esping-Andersen, Gesta, 2009, *Incomplete Revolution: Adopting Welfare States to Women's New Roles*, Polity Press (=大沢真理監訳、2011、『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』岩波書店)。
- 玄田有史・曲沼恵美『ニート——フリーターでもなく失業者でもなく』幻冬舎。
- 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智、2006、『「ニート」って言うな!』光文社。
- Kenjo, Eiko, 2005, "New Mothers' Employment and Public Policy in the UK, Germany, the Netherlands, Sweden, and Japan," *Labour* 19(Special Issue).
- 小杉礼子、2003、『フリーターという生き方』勁草書房。
- 内閣府、2005、「青少年の就労に関する研究調査」(<http://www.8.cao.go.jp/youth/kenkyu/shurou/shurou.html>, 2015年12月1日取得)。

- 内閣府、2015、『平成 27 年版 子ども・若者白書』
(<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/index.html>, 2015 年 12 月 1 日取得)。
- 宮本みち子、2002、『若者が〈社会的弱者〉に転落する』洋泉社。
- 橘木俊詔・迫田さやか、2013、『夫婦格差社会』中央公論新社。
- 太郎丸博、2006、『フリーターとニートの社会学』世界思想社。
- 筒井淳也、2015、『仕事と家族——日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中央公論新社。
- 山田昌弘、1999、『パラサイト・シングルの時代』筑摩書房。

註

- 1) 匿名データは、元データにリサンプリングやトップコーディングなどの匿名化措置が施されたデータであり、また 1ヶ月以上の家計簿のないデータは提供されていない。そのため、提供された集計用乗率を用いた集計結果は、公表値とは異なる。
- 2) 単身世帯のデータも提供されたが、2人以上の世帯のデータと合わせて分析することが難しいため、本稿では 2人以上の世帯のデータのみを取り扱った。
- 3) 1989 年の 2人以上の世帯匿名データは 44,537 レコード、1994 年は 44,687 レコード、1999 年は 44,540 レコード、2004 年は 43,861 レコードによって、それぞれ構成されている。
- 4) 消費支出は月額であり、調査期間はボーナス月を含まない。また、年間収入にはトップコーディングが施されている。そのため、年間収入から消費支出を差し引くことによって収支を計算することはできない。
- 5) 1989 年の匿名データにおいては、世帯員の就業状況についての変数が他の調査年と異なるため、自営業主・家族従業者を他の年と同様に定義することができない。そのため、自営業主・家族従業者を区別せず、「パート」であるという項目にチェックしていない就業者をフルタイム、チェックしている就業者をパートタイムとした。
- 6) 家事を主に行っているかどうか、職業訓練を受けているかどうかについての情報を、使用するデータが持っていないことから、様々な状況にある無業者をまとめて扱うこととした。失業者は本データにおいて区別しうるが、日本におけるニートの定義が失業者を含まないことが、この言葉が若年無業を若年者の不安定雇用についての問題提起ではなく、若年層への道徳的非難のために用いられてしまっていることにつながっている（本田ほか 2006）ことも考慮し、失業者も除いていない。
- 7) ただし、親が無職であっても、貯蓄額や耐久消費財資産額などの財産項目は親と同居しない場合を大きく上回っている。そのため、所得に差がなくとも、生活の質や家計の余裕には違いがあると考えられる。
- 8) 等価消費や等価所得の平均値は全体的に下がっているものの、調査年ごとに異なるデータを用いており、また本稿における男性若年者／女性若年者のデータセットの構成は独特であるため、平均値自体を単純比較することは避ける。